

保存版

令和6年4月8日

保護者様

大阪市立加賀屋東小学校
校長 富永 成勲

風水害・台風・地震等災害発生時の対応について

保護者の皆様には、本校教育のご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、「風水害・台風・地震等災害発生時の対応について」を下の通りお知らせいたします。ご確認いいただきますようお願いします。

記

○「臨時休業」の基準

- (1) **午前7時の時点**で、大阪市に**「暴風警報」**、もしくは**「暴風雪警報」**または**「特別警報」**が発表された場合は「臨時休業」となります。
なお、午前7時以降に解除された場合にも「臨時休業」となります。
- (2) 地震等により、**午前7時の時点**でJR大阪環状線及び大阪市メトロの両方が**全面運休**している場合も、学校は「臨時休業」となります。
- (3) **午前7時の時点**で、住之江区のいずれかの地域において**河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）**の発令があった場合も「臨時休業」となります。
- (4) 大阪市内のいずれかの地域において、**震度5弱以上の地震**が発生（気象庁発表）した場合「臨時休業」となります。

※当日、午前7時の時点のテレビ・ラジオ・インターネットなどのニュースにご注意ください。

※午前7時を過ぎて、始業時刻までに上記警報等が発表された場合も「臨時休業」となります。

※学校が臨時休業になりましたら「いきいき活動」もありません。

○始業時刻を過ぎて「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発表されたり、大地震が発生したりした場合

- (1) 児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者の在宅などが確認できた児童については下校させます。
- (2) 保護者が在宅していない等、安全が確保できない場合は、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者などに学校まで迎えに来てもらえるようにします。

※下校が早くなかった場合の帰宅については、あらかじめご家庭で話し合っておいてください。

※学校からの緊急連絡が取れるようにしておいてください。(連絡先変更の際はすぐに担任にご連絡ください)

※緊急に下校するときは、「いきいき活動」はありません。

学校HPや『ミマモルメールサービス』にて、台風接近時・地震発生時の休業、下校に関する内容を配信することができます。